

* 本資料はあくまでも議会運営委員会での説明用補足資料です。議会における議決は議案書の記載事項で行われるもので、本資料の内容で議決を得るものではありません。

令和5年 第3回海老名市議会定例会

概要資料



消防操法大会

いつか来るその日に備えて
～地震・風水害等 様々な準備を～



災害対策オペレーション
センター訓練



海老名市
住みたい 住み続けたいまち

【会期日程】

令和5年第3回海老名市議会定例会 会期日程(案)

会期32日間

月 日	曜日	種別	内 容	開議時刻
8月29日	火	本会議	開会、諸報告、議案審議、委員会付託	午前9時30分
9月4日	月	本会議	議案審議、委員会付託	午前9時00分
9月8日	金	委員会	総務常任委員会 予算決算常任委員会総務分科会 (補正予算)	同
9月11日	月	委員会	文教社会常任委員会 予算決算常任委員会文教社会分科会 (補正予算)	同
9月12日	火	委員会	経済建設常任委員会 予算決算常任委員会経済建設分科会 (補正予算)	同
9月14日	木	本会議	市政に関する一般質問	同
9月15日	金	本会議	市政に関する一般質問	同
9月19日	火	本会議	市政に関する一般質問	同
		委員会	公共施設再編・適正化に関する特別委員会	本会議終了後
9月21日	木	委員会	予算決算常任委員会総務分科会 (決算審査)	午前9時00分
9月22日	金	委員会	予算決算常任委員会文教社会分科会 (決算審査)	同
9月25日	月	委員会	予算決算常任委員会経済建設分科会 (決算審査)	同
9月27日	水	委員会	予算決算常任委員会	同
9月29日	金	本会議	委員会報告、議案審議、閉会	午前9時30分

【案件一覧】

■ 日程 18 件			
報告 5 件			頁
1	報告第8号	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度海老名市一般会計補正予算（第5号））	3
2	報告第9号	継続費精算報告について（市道62号線延伸道路整備事業費ほか1件）	4
3	報告第10号	公共下水道事業会計継続費精算報告について（河原口排水区234号ほか1排水路整備事業費）	5
4	報告第11号	令和4年度決算に基づく健全化判断比率等について	6
5	報告第12号	債権の放棄について（在宅福祉サービス利用料ほか5件）	7
条例 2 件			
6	議案第41号	海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部改正について	8
7	議案第42号	海老名市火災予防条例の一部改正について	9
財産等 1 件			頁
8	議案第43号	令和4年度海老名市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	11
人事 1 件			頁
9	議案第44号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（秋庭 博行氏）	12
補正予算 3 件			頁
10	議案第45号	令和5年度海老名市一般会計補正予算（第6号）	13
11	議案第46号	令和5年度海老名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	18
12	議案第47号	令和5年度海老名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	18
決算 6 件			
13	認定第1号	令和4年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定について	別冊
14	認定第2号	令和4年度海老名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	
15	認定第3号	令和4年度海老名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	
16	認定第4号	令和4年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	
17	認定第5号	令和4年度海老名市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	
18	認定第6号	令和4年度海老名市公共下水道事業会計決算認定について	

■ 議案

【報告 5件】

1 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度海老名市一般会計補正予算（第5号））

【補正の概要】

今回の補正は、歳入歳出それぞれ **4,171万3千円**を追加し、
予算総額を歳入歳出それぞれ **510億2,578万8千円**とするもの

■ 主な内容

- ☆下今泉コミュニティセンターの空調設備が一部故障したため、空調設備の改修工事を実施します。
- ☆今年度に入り発生したサクラの倒木を受け実施した樹木医の診断の結果、速やかに伐採すべきと判断されたものについて伐採を行います。

【補正の内容】

1 歳入歳出予算の補正

補正前:50,984,075千円・**補正額:41,713千円**・補正後:51,025,788千円

(1) 歳入

- ・財政調整基金繰入金 18,813千円
- ・市債 22,900千円

合計	41,713千円
----	----------

(2) 歳出

① 充実して暮らせるまち	24,442千円
--------------	----------

- 下今泉コミュニティセンターの空調設備改修工事の実施 24,442千円
空調設備の故障に伴い、改修工事を行うもの

② 豊かな学びを育むまち	17,271千円
--------------	----------

- 倒木の危険性があるサクラの伐採 17,271千円
 - ・緊急な対応が必要な樹木 32本 17,271千円
小学校 25本（15,105千円）、中学校 7本（2,166千円）
（※他に対応が急がれる樹木 小学校 45本、中学校 10本を別途補正計上）

2 地方債の補正

(1) 変更

① コミュニティセンター大規模改修事業債

限度額 12,100千円→35,000千円

(理由) 対象事業費の増額に伴う市債の増

2 報告第9号 継続費精算報告について（市道62号線延伸道路整備事業費ほか1件）

【趣 旨】

令和4年度海老名市一般会計継続費精算報告書を調製したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するもの

【内 容】

- | | | |
|---|------|---------------------|
| 1 | 8款2項 | 市道62号線延伸道路整備事業費 |
| 2 | 8款2項 | 市道62号線(並木橋)歩道橋架設事業費 |

1 市道62号線延伸道路整備事業費

(令和2年度から令和4年度までの3か年継続事業)

全体計画の年割額（合計額）①	303,100,000円
実績の支出済額（合計額）②	277,975,600円
財源内訳	
国県支出金	101,975,000円
地方債	156,700,000円
その他	0円
一般財源	19,300,600円
年割額①と支出済額②の差	25,124,400円

2 市道62号線(並木橋)歩道橋架設事業費

(平成30年度から令和4年度までの5か年継続事業)

全体計画の年割額（合計額）①	1,780,000,000円
実績の支出済額（合計額）②	1,742,576,942円
財源内訳	
国県支出金	646,470,000円
地方債	900,900,000円
その他	0円
一般財源	195,206,942円
年割額①と支出済額②の差	37,423,058円

3 報告第10号 公共下水道事業会計継続費精算報告について (河原口排水区234号ほか1排水路整備事業費)

【趣 旨】

令和4年度海老名市公共下水道事業会計継続費精算報告書を作成したので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により報告するもの

【内 容】

1款1項 河原口排水区234号ほか1排水路整備事業費 (令和3年度、令和4年度の2か年継続事業)

全体計画の年割額(合計額)①	90,572,000円
実績の支払義務発生額(合計額)②	71,260,200円
財源内訳 企 業 債	50,800,000円
国 庫 補 助 金	20,000,000円
損益勘定留保資金	460,200円
年割額①と支払義務発生額②の差	19,311,800円

【参 考】

案内図



4 報告第11号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率等について

【趣 旨】

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、「財政の健全性」を判断するため、令和4年度決算に基づく「健全化判断比率」として、以下の4つの指標で数値化し、監査委員の意見を付けて報告するもの

また、公営企業の「経営の健全性」を判断するため、「資金不足比率」として数値化し、監査委員の意見を付けて報告するもの

【健全化判断比率】

項 目	《早期健全化基準》	(4年度)	(3年度)	(2年度)
1 実質赤字比率	《11.97%》	—	—	—
2 連結実質赤字比率	《16.97%》	—	—	—
3 実質公債費比率	《25.0 %》	4.6%	3.7%	2.8%
4 将来負担比率	《350.0 %》	28.2%	28.7%	32.7%

【資金不足比率】

公共下水道事業会計	《経営健全化基準》	(4年度)	(3年度)	(2年度)
1 資金不足比率	《20.0 %》	—	—	—

※ 赤字額及び資金不足額がないため、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率は算定されず、「—」となっている。

※ 実質公債費比率は前年度に比べ0.9ポイント増加、将来負担比率は前年度に比べ0.5ポイント減少している。

※ 実質公債費比率の増加は、一部事務組合が借り入れた地方債の償還に係る市費負担金が増加したことなどによるもの

※ 将来負担比率の減少は、充当可能基金額が増加したことなどによるもの

【結 論】

いずれの比率も国が定めた早期健全化基準、経営健全化基準を大きく下回っており、本市の財政の健全性及び経営の健全性は、財政健全化法上、問題はないこととなった。

5 報告第12号 債権の放棄について（在宅福祉サービス利用料ほか5件）

【趣 旨】

海老名市債権管理条例第10条第1項の規定により、令和4年度中に放棄した非強制徴収債権について、同条第2項の規定により報告するもの

名 称	非強制徴収債権を放棄した事由			
	第10条第1項該当号数	件 数	金 額	時効
在宅福祉サービス利用料	時効期間満了(第5号)	14件	6,080円	10年
老人保護費個人負担金	債務者死亡(第2号)	1件	109,400円	—
障害者自立支援給付費返還金	破産免責(第1号)	1件	776,685円	—
保育所延長保育料	時効期間満了(第5号)	5件	21,500円	2年
園児給食費(主食費)	時効期間満了(第5号)	6件	6,000円	2年
園児給食費(副食費)	時効期間満了(第5号)	3件	13,500円	2年
合 計		30件	933,165円	

【海老名市債権管理条例（平成29年条例第4号）抜粋】

（債権の放棄）

第10条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該非強制徴収債権及び延滞金等を放棄することができる。

- (1) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該非強制徴収債権につきその責任を免れたとき。
- (2) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄をした場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに当該非強制徴収債権に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計を超えないと見込まれるとき。
- (3) 債務者が著しい生活困窮状態にある場合又は当該非強制徴収債権について政令第171条の2又は第171条の4第1項若しくは第2項の規定による措置の手續を執っても、なお完全に履行されず、債務者が無資力又はこれに近い状態にある場合において、資力の回復が困難で、債務の履行の見込みがないと認められるとき。
- (4) 当該非強制徴収債権について政令第171条の5の規定による徴収停止の措置を執った場合において、当該措置を執った日から相当の期間を経過した後においても、なお債務を履行させることが著しく困難又は不相当であると認められるとき。
- (5) 市の債権のうち、その消滅時効について法第236条第2項の規定の適用を受けないものについて、消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）。

2 市長は、毎年度、前項の規定により放棄した債権について、議会に報告するものとする。

※「法第236条第2項」＝地方自治法第236条第2項 「政令」＝地方自治法施行令

【条例 2件】

6 議案第41号 海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部改正について

【改正理由】

条例では、市が事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行った場合の処理手数料を定めているところ、市において本処理手数料に係る業務を行わないことから、これを削除するもの

【主な改正概要】

別表第1（第27条関係）で定める事業系一般廃棄物処理手数料のうち、市が収集、運搬及び処分する場合の処理手数料を削除する。

(改正前) 別表第1（第27条関係）

種別	取扱区分	処理手数料
事業系一般廃棄物	<u>市が、市長が承認したものを収集、運搬及び処分をするとき。</u>	<u>1キログラムにつき42円</u>



(改正後) 別表第1（第27条関係）

種別	取扱区分	処理手数料
事業系一般廃棄物		

【附 則】 施行期日：公布の日

7 議案第42号 海老名市火災予防条例の一部改正について

【改正理由】

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の改正に伴い基準の見直しを行うもの

- 1 蓄電池設備について、太陽光発電などの一部として普及が進んでいるが、現行の消防法令における安全基準は、主に業務用の非常電源等に使用する鉛蓄電池（開放型）を想定した規定となっているため、昨今の蓄電池の種別の多様化や、蓄電池容量の大容量化に十分に対応できていない状況となっていることから、その種別等による火災の危険性に応じた所要の見直しを行うもの
- 2 固体燃料を使用する火気設備について、現行の火気対象省令において固体燃料を用いた対象火気等の離隔距離が特に規定されていないため、その他の設備等と同様の離隔距離を設けることとされ、火災危険に比して過大なものとなっていることから、所要の見直しを行うもの

【改正概要】


(1) 「蓄電池設備」について

- ① 蓄電池設備の規制対象の見直し。（単位改正及び届出対象の見直し）
- ② 設置方法の見直し

単位

- ・蓄電池設備の規制対象の指定に係る単位がアンペアアワー・セルからキロワット時に改められる。

届出

Ah・セル	安全基準		消防機関への届出
4800Ah・セル未滿	消防法令対象外		不要
4800Ah・セル以上	消防法令に適合		必要
			
蓄電池容量	安全基準		消防機関への届出
10kWh以下	消防法令対象外		不要
10kWh超20kWh以下	消防法令に適合	標準規格による安全要求事項に適合	不要
20kWh超	消防法令に適合		必要

安全要求事項

- ・「出火防止措置」及び「延焼防止措置」が講じられていること。

設置方法

- ・開放形鉛蓄電池以外は耐酸性の床の上に設置しなくてもよい。
- ・屋外に設ける蓄電池設備で筐体に雨水の浸入防止措置を講ずればキュービクル式でなくても設置可能
- ・屋外に設ける場合、建築物からの離隔距離が原則3m必要だが**一定の条件**を満たせば離隔距離不要
⇒不燃材料で造り、又は不燃材で覆われ開口部のない建築物に面するとき。



鉛蓄電池（密閉型） ニッケル水素蓄電池 リチウムイオン蓄電池

(2) 「固体燃料」を用いた火気設備等の「離隔距離」の見直しについて

- ・対象火気設備等の離隔距離を定めている対象火気省令別表第1に「固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離」を新たに定められた。

【附 則】

施行期日：令和6年1月1日

経過措置：この条例の施行の際、現に設置されている発電設備及び蓄電池設備又は現に設置工事中である同設備等のうち、新条例の規定に適合しないものについては、なお従前の例による。また、新たに該当することとなる蓄電池設備のうち、この条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたものについては、当該規定は適用しない。

【財産等 1件】

8 議案第43号 令和4年度海老名市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

【提案理由】

議会の議決を経た上、未処分利益剰余金の処分を行いたいため

【内 容】

- 1 令和4年度海老名市公共下水道事業会計決算の収益的収支（税抜）

令和4年度 収益的収入（3,067,960,375円）①

令和4年度 収益的支出（2,822,363,978円）②

純利益

収入①－支出② = 純利益245,596,397円A（未処分利益剰余金）

- 2 令和4年度決算における減債積立金使用額

令和4年度決算の減債積立金補填財源使用額（令和4年度積立分）

= 269,775,672円B（未処分利益剰余金に振替）

※減債積立金補填財源使用額

令和3年度決算の純利益（未処分利益剰余金）を令和4年9月議会の議決により、減債積立金に積み立て、令和4年度決算で使用したもの

【処分内容】

1 上記A 245,596,397円 ⇒

企業債の償還財源として
減債積立金に積立て

2 上記B 269,775,672円 ⇒

組入資本金へ組入れ

【人事 1件】

9 議案第44号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

現委員の秋庭博行氏が令和5年12月31日に任期満了を迎えるにあたり、同氏を再推薦することについて意見を求めるもの

【再推薦したい者】

氏名： 秋庭 博行（あきば ひろゆき）

任期： 3年（令和6年1月1日～令和8年12月31日）

【補正予算 3件】

10 議案第45号 令和5年度海老名市一般会計補正予算 (第6号)

【補正の概要】

今回の補正は、歳入歳出それぞれ **2億6,174万7千円**を追加し、
予算総額を歳入歳出それぞれ **512億8,753万5千円**とするもの

■主な内容

☆本補正予算は「**ひとの命と治安を守る**」をテーマとした緊急的な補正予算と位置付けております。

☆道路交通法の改正により、自転車運転者へのヘルメット着用が努力義務化されたことに伴い、ヘルメットの着用促進を図るとともに自転車事故による被害の軽減を図るため、自転車用ヘルメット購入者に対して補助を行います。

☆凶悪犯罪等の発生抑止を図るため、個人が防犯強化のために購入、設置した防犯機器（防犯カメラ、録画機能付きインターホン、屋外人感センサー付きライト、防犯フィルム等）に対して、補助を行います。

☆令和5年5月から新型コロナウイルス感染症が感染症法上5類に変更になったことに伴い、人流が増加することで、冬場のインフルエンザウイルス感染者数の増加が予想されるため、65歳以上のインフルエンザワクチン接種を自己負担なしとします。

☆全小中学校のサクラの健全性を樹木医の診断により調査した結果、倒木の危険性があると診断されたサクラについて、児童生徒の安全確保のため、伐採を行います。

【補正の内容】

1 歳入歳出予算の補正

補正前：51,025,788千円・補正額：**261,747千円**・補正後：51,287,535千円

(1) 歳入

- ・固定資産税(土地、家屋、償却資産)・都市計画税(土地、家屋) 190,000 千円
- ・財政調整基金繰入金 46,584 千円
- ・地域公共交通実証運行利用者負担分 2,495 千円
- ・その他 22,668 千円

合計 261,747 千円

(2) 歳出

◎ ひとの命と治安を守る 83,542 千円

- ・自転車用ヘルメットの購入費補助 2,000 千円

◎新たに自転車用ヘルメットを購入する者に対し補助を実施することによる増額
負担金、補助及び交付金 2,000 千円

- ・個人の防犯機器購入、設置への補助 4,000 千円

◎凶悪犯罪等の発生抑止のため、個人が設置する防犯機器に対し、新たな補助
制度を創設するための増額
負担金、補助及び交付金 4,000 千円

- ・高齢者へのインフルエンザ予防接種無償化による医療の充実 37,706 千円

◎高齢者の重症化予防及び医療体制のひっ迫回避のため、65歳以上のインフル
エンザ予防接種を無償化して高齢者の接種率向上を図るための増額
需用費(印刷製本) 99 千円
委託料(その他(資産外)) 37,528 千円
負担金、補助及び交付金 79 千円 合計 37,706 千円

- ・倒木の危険性があるサクラの伐採 39,836 千円

◎倒木の危険性があると診断されたサクラの伐採処理を行うことに伴う増額
委託料(施設管理) 39,836 千円
小学校 45 本 33,823 千円、中学校 10 本 6,013 千円
合計 55 本 39,836 千円

※特に緊急を要する樹木(32本)の対応は、専決処分にて執行

① 健やかに暮らせるまち 15,456 千円

- ・食材費高騰に伴う保育所への食材費補助 15,456 千円

◎物価高騰により食材費の上昇が続いていることから、保育所における給食の質の確保及び保護者負担の増加防止を図ることに伴う増額
負担金、補助及び交付金 15,456 千円

② にぎわいがあり自然に優しいまち 9,000 千円

- ・燃料価格高騰に伴う施設園芸を営む者への補助の拡充 9,000 千円

◎重油等の燃料価格が高止まりして施設園芸を営む者に影響を与えていることから、補助単価を引き上げることに伴う増額
負担金、補助及び交付金 9,000 千円

③ 便利で快適に暮らせるまち 55,600 千円

- ・新たな地域公共交通事業の実証運行の実施 36,276 千円

◎10月から実施する You Bus 下今泉ルートの実証運行内容が定まったため、予算化することに伴う増額
需用費（消耗品） 66 千円
委託料（業務委託） 36,210 千円 合計 36,276 千円

- ・柏ヶ谷地区及び市役所周辺地区の住居表示の実施 19,324 千円

◎住居表示実施時期（予定） 市役所周辺地区 令和6年7月
柏ヶ谷地区 令和6年8月
※令和5～6年度の継続事業費（令和5年度19,063千円、令和6年度69,669千円）
報酬（委員報酬） 148 千円
需用費（食糧） 3 千円
役務費（郵便料） 44 千円
委託料（業務委託） 19,129 千円 合計 19,324 千円

④ 豊かな学びを育むまち 40,614 千円

・食材費高騰に伴う幼稚園への食材費補助 8,442 千円

◎物価高騰により食材費の上昇が続いていることから、幼稚園における給食の質の確保及び保護者負担の増加防止を図ることに伴う増額
負担金、補助及び交付金 8,442 千円

・学校給食の食材費高騰に伴う賄材料費の増額 26,400 千円

◎物価高騰の影響で学校給食の食材費が上昇していることから、給食の質を維持するための賄材料費の増額
需用費（賄材料） 26,400 千円

・中学1・2年生へのインフルエンザ予防接種助成事業の拡充 5,772 千円

◎現状、中学3年生を対象に実施しているが、今年は例年以上の流行が見込まれることから、対象を学生生活を共にする1・2年生にも拡大して予防効果を高めることに伴う増額
需用費（印刷製本） 143 千円
役務費（郵便料） 284 千円
委託料（その他（資産外）） 5,345 千円 合計 5,772 千円

⑤ その他 57,535 千円

・QRコード印字対応などのための各システム改修等 15,143 千円

・成年後見制度相談機能強化 1,686 千円

・帯状疱疹ワクチン接種助成の件数拡大 19,500 千円

・公立保育所施設維持管理（賄材料増額・空調設備更新） 6,820 千円

・民間保育所運営費補助（紙おむつ処分、病児保育補助基準額増等）
2,061 千円

・老朽化したコミュニティバスの更新 2,601 千円

・その他 9,724 千円

合計 261,747 千円

2 継続費の補正

(1) 追加

① 住居表示整備事業費（柏ヶ谷地区及び市役所周辺地区）

（単位：千円）

	年割額	総額
令和5年度	19,063	88,732
令和6年度	69,669	

（理由）柏ヶ谷地区及び市役所周辺地区の住居表示実施にあたり、年度を跨いで対応するため

3 繰越明許費

① 海老名市立柏ヶ谷保育園空調改修工事設計委託 3,982 千円

（理由）事業の早期完成に向け、年度を跨いで実施したいため

4 債務負担行為の補正

(1) 追加

① 海老名市立中新田保育園給食調理業務委託 限度額 105,686 千円

期 間：令和5年度～令和8年度

（理由）翌年度以降の業務を年度内に契約し、年度を跨いで実施したいため

② 地域公共交通拡充事業（第2期） 限度額 45,000 千円

期 間：令和5年度～令和6年度

（理由）翌年度以降の業務を年度内に契約し、年度を跨いで実施したいため

1 1 議案第46号 令和5年度海老名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

【補正の概要】

今回の補正は、歳入歳出それぞれ **9 2 7 万 5 千円**を追加し、
予算総額を歳入歳出それぞれ **1 2 3 億 2, 1 1 7 万 2 千円**とするもの

【補正の内容】

1 歳入歳出予算の補正

補正前：12,311,897千円・補正額：9,275千円・補正後：12,321,172千円

(1) 歳入

・保険給付費等交付金	6,499千円
・一般会計繰入金	2,776千円
合計	9,275千円

(2) 歳出

・一般管理費	9,275千円
合計	9,275千円

1 2 議案第47号 令和5年度海老名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

【補正の概要】

今回の補正は、歳入歳出それぞれ **1, 1 9 2 万 8 千円**を追加し、
予算総額を歳入歳出それぞれ **9 2 億 4, 9 7 1 万 1 千円**とするもの

【補正の内容】

1 歳入歳出予算の補正

補正前：9,237,783千円・補正額：11,928千円・補正後：9,249,711千円

(1) 歳入

・決算に伴う純繰越	11,928千円
合計	11,928千円

(2) 歳出

・支払基金返還金	11,928千円
合計	11,928千円